

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和6年3月15日(金)
午前9時から
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第34号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- 2 議案第35号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)

- ※1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。
- ※2 審査は議案ごとに職員を入れ替えながら行います。

議案第34号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの

2. 改正内容

○こども家庭庁設置法が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法が改正され、同法第19条第2項が削られたことによる改正

(従うべき基準：第4条、第6条、第7条、第13条、第35条、第36条、第37条第2項、第39条、第51条、第52条

参酌すべき基準：第8条、第20条)

【参照】子ども・子育て支援法

(支給要件)

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

(1)～(3) (略)

~~2 内閣総理大臣は、前項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。~~

○こども家庭庁設置法が施行されたことに伴い、学校教育法が改正され、同法第25条に第2項及び第3項が追加されたことによる改正

(従うべき基準：第15条第1項第3号)

【参照】学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及

び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

2 (略)

3 (略)

○こども家庭庁が内閣府の外局として設置されたことに伴い、厚生労働省令が内閣府令に整備されたことによる所要の改正

(従うべき基準：第15条第1項第4号、第37条第1項、第44条)

「厚生労働大臣」→「内閣総理大臣」、「省令」→「令」

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、同法第3条第10項が削られたことによる改正

(従うべき基準：第15条第1項第2号)

【参照】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条 (略)

2～6 (略)

7 指定都市等の長は、第1項又は第3項の認定をしようとするときは、~~あらかじめ、都道府県知事に協議しなければその旨及び次条第1項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければならない。~~

8・9 (略)

~~10 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。~~

10-1-1 (略)

11-1-2 (略)

3. 施行日 公布の日から

(参考)

「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

「参酌すべき基準」とは十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

議案第35号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

内閣府令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの。

2. 改正内容

こども家庭庁が内閣府の外局として設置されたことに伴い、厚生労働省令が内閣府令に整備されたことによる所要の改正

(従うべき基準：第25条)

「厚生労働大臣」→「内閣総理大臣」

3. 施行日 公布の日から

(参考)

「従うべき基準」とは必ず適合させなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容